

回 答

団体名 (全大阪生活と健康を守る会連合会)

(要望項目)

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

(1) 自治体として次のことを実現すること。

2. 給食は学校教育の一環と位置づけ、自校直営方式の小・中学校給食を実施し、無料とすること。

(回答)

○ 小・中学校における給食については、設置者である市町村が、それぞれの地域の実情に合わせて運営方法を決定の上実施しており、運営形態や実施形態については、市町村において協議会や議会等での議論を踏まえ決定したものであることから、その内容については尊重すべきものと考えております。

○ 学校給食費における食材費の負担については、学校給食法に基づき、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とされているところですが、その取り扱いについては、学校給食の実施主体である学校設置者が判断すべきものと考えます。

○ 一方、保護者負担軽減のため、国に対しては、小学校のみならず中学校等も含め早期に無償化を実現するとともに、無償化を実施する学校設置者への財政措置を講じるよう、要望しております。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

（1）自治体として次のことを実現すること。

3. 小・中・高等学校での30人学級を早急に実施すること。

（回答）

○ 国は、義務教育標準法を改正し、小学校については全学年において学級編制の標準を35人に引き下げました。また、中学校においても、令和8年度から段階的に35人学級へ引き下げると示しています。

府としては、35人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続します。

【小中学校課】

○ 高等学校の学級編制につきましては、これまで国が定める40人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしてまいりました。

府教育委員会といたしましては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、一人ひとりに行き届いた教育を保障するよう、教育条件の改善を図ってまいりたいと考えております。

【高等学校課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

（1）自治体として次のことを実現すること。

4. 正規の教職員（養護教員も含む）の数を大幅に増やすこと。

（回答）

○ 府教委では、毎年、児童・生徒数や教職員の退職者数、国による定数改善の動向等を踏まえつつ、バランスのとれた年齢構成等に配慮しながら、必要な数を決定し、選考を行っているところです。

○ 今後とも、可能な限り新規採用者の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

（1）自治体として次のことを実現すること。

9. 学力テストの結果を公表せず、テスト結果に応じて、教職員の給与や人事評価に反映させないこと。

（回答）

○ 全国学力・学習状況調査の結果については、実施要領に「都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会の同意を得た場合、市町村別及び学校別結果の公表は可能」と示されています。府教育庁としては、市町村別結果及び学校別結果について、公表しておりません。

なお、市町村教育委員会においては、当該市町村全体の結果及び設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において、公表することは可能と示されています。

【小中学校課】

○ 大阪府の教職員の評価・育成システムでは、「すべての教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定して、校長等の支援を受けながら、意欲的に取組みを進めること」を基本としています。

現行の評価・育成システムでは、学力テストの結果を一律の評価基準としておりません。

【教職員企画課】

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教職員室 教職員企画課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

(1) 自治体として次のことを実現すること。

11. 教育をゆがめる中学生のチャレンジテストや小学生のすくすくウォッチは廃止すること。

（回答）

○ 中学生チャレンジテストにつきましては、本テスト結果を活用し、大阪の子どもたちの学力状況を把握・分析し、教育指導の工夫改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定の公平性の担保に資する資料を作成することを目的に実施しているところです。

○ 小学生すくすくウォッチは、子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力、読解力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的として市町村教育委員会の協力のもと実施しているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

（1）自治体として次のことを実現すること。

12. 学校統廃合につながる小中一貫校の設置はやめること。

（回答）

○ 小・中学校および小中一貫校の設置・廃止については、市町村の権限に属する事項であり、各市町村教育委員会において教育効果や学校活性化の観点から、地域の実情や多方面からの意見を十分踏まえながら検討されております。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

(1) 自治体として次のことを実現すること。

19. 生理用品を学校や公共施設のトイレに常設すること。無償配布するための財政措置を行うこと。

（回答）※下線部のみ回答

○ 学校における生理用品の配付については、令和3年度に府の災害用備蓄物資を活用して各学校へ配付し、トイレへの配置方法の工夫等、児童生徒が気兼ねなく利用できるよう依頼するとともに、市町村教育委員会に対しても情報提供し、希望する市町村教育委員会へも配付しました。

生理用品について、現在は、トイレトーパーと同様に、学校の管理費で購入しています。また、府危機管理室から災害用備蓄物資の提供があれば、希望する府立学校に対して配付をしております。

引き続き、必要な生徒が気兼ねなく利用できるよう、生理用品のトイレへの設置を促進してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

（1）自治体として次のことを実現すること。

21. 学校のトイレの洋式化や改修費用の予算措置をとること。

（回答）

○ 府立高校のトイレ改修については、各校1系統のトイレを、乾式床、洋便器とし、自動洗浄小便器、洗面の自動水栓等の設置を標準として、計画的に実施し、令和3年度で改修を終え、また、令和4年度には、国からの『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』を活用し、（1）便器の洋式化、（2）手洗い設備の自動水栓化を図り、さらに、令和5年度では、同じく国からの『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』に加えて、府単費においても便器の洋式化等に取り組みました。

また、令和6年度から令和7年度にかけても、引き続き府費を活用してトイレの洋式化を進めております。

今後もトイレの改修については、予算の範囲内ではありますが、学校からの要望をお聞きし、個別に検討してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

（2）就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。

1. 生活保護基準引き下げに伴う適用基準の引き下げはせず、大幅に引上げる
こと。

2. 就学援助は、広報などで広く知らせること。

（回答）

○ 要保護者に対する援助については、従来より就学援助を受けていた者等について、生活扶助基準の見直し以降も国補助金の対象となり、新たに認定を行う場合であっても、見直し前の生活扶助基準に照らし、要保護者であると市町村が認めるときは国補助金の対象とすることができるとされております。

準要保護者に対する援助については、国通知により「国の取り扱いを説明の上、その趣旨を理解した上で各市町村において判断していただくよう依頼」とされており、大阪府から各市町村に周知を行っているところです。

就学援助制度は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、教育の機会均等を図るため、必要な援助を行うものであり、学校教育法等により、市町村の責任で行うこととされています。

これに基づき、各市町村においては、それぞれの地域の実情も踏まえ、広報誌や保護者への案内等により制度の趣旨、基準、申請方法等の周知が図られています。

大阪府では、ホームページ上にて、市町村ごとの連絡先を掲載しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。
- （2）就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。
5. 申請書や手続きは簡素化し、すべての行政実務は教育委員会で行うこと。

（回答）

- 申請書や手続きの簡素化については、その推進を図ることは望ましいと考えますが、実施主体者である市町村において判断すべきものと考えます。国においても、申請方法等については実施主体である市町村が決めることであるとしています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。
- (2) 就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。
7. 就学援助の認定にあたっては主たる学資負担者の所得・税務資料など客観的資料でおこなうこと。
8. 適用拡大・給付改善をおこなうこと。PTA 会費・クラブ活動費・生徒会費・メガネなどの購入費用・オンライン授業に必要な通信費は実費支給するよう市町村に指導すること。入学準備金は増額し、入学前の年末までに支給すること。

（回答）

- 就学援助制度は、教育の機会均等という見地に立って、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うものであり、認定の対象となる者は、生活保護法による保護の対象となる者に準ずる程度に困窮している者とされています。
- 認定や支給時期等については、市町村教育委員会において実施されていますが、認定に際しては、所得や税務資料など客観的資料で行うほか、突発的な保護者の経済状況や家庭の諸事情の変化に対しては、単に所得額のみではなく、その生活実態を勘案し、総合的に判断することが求められます。
- また、市町村教育委員会においては、認定するに当たり、学校長並びに必要に応じて福祉事務所の長及び民生委員と十分連絡をとり、遺漏のないよう配慮することとされています。
- 府教育庁としては、市町村において十分な財源が確保され、必要な就学援助を行えるよう、今後とも国に要望します。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名 (全大阪生活と健康を守る会連合会)

(要望項目)

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

(2) 就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。

9. 中学校で給食を実施していないところは、実施まで給食費相当額を支給すること。

(回答)

○ 中学校給食については、実施率が全国でも最も低い状況であったことから、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に限定して、中学校給食を導入する市町村に対して施設整備費等にかかる財政支援を行い、令和 4 年度からはすべての公立中学校で給食が実施されています。

○ なお、学校給食費における食材費の負担については、学校給食法に基づき、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とされているところです。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。
- (2) 就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。
11. 府は自治体がおこなっている独自措置を含めて、就学援助の実施に対し補助をすること。

（回答）

- 就学援助制度は、学校教育法第 19 条において、市町村は経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならないこととなっていることから実施されているものです。
- また、国は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等により、就学援助を実施する地方公共団体に対し、必要な補助を行うこととなっています。
- 府として独自措置を行うことは困難ですが、市町村において十分な財源が確保され、必要な就学援助を行えるよう、今後とも国に要望します。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。
- （4）大阪府立高等学校・大学、私立高等学校について
1. 府立高校の統廃合はおこなわず、学区制は元に戻すこと。

（回答）

- 府立高校の再編整備については、「府立高等学校再編整備方針」（平成 25 年 3 月）に基づき、平成 26 年度から平成 30 年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」、令和元年度から令和 5 年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、エンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、多様な教育実践校への改編、募集停止などを実施してきました。

今後も、中学校卒業生数の減少が見込まれており、引き続き再編整備に取り組んでいく必要があることから、「府立高等学校再編整備方針」、同方針に基づき「府立高等学校再編整備計画」を令和 5 年 3 月に策定し、令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする、同計画に基づく取り組みを行っているところです。

今後とも府立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めてまいります。

【高校改革課】

- 高等学校の通学区域につきましては、平成 24 年 3 月 28 日付けで公布された大阪府立学校条例の第 2 条第 3 項に「高等学校の通学区域については、平成 26 年 4 月 1 日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。」と規定されたことを受け、平成 25 年 3 月 26 日に大阪府立高等学校通学区域に関する規則を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から府内全域としました。

【高等学校課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

19. すみよい街づくりについて

(1) 災害対策の強化

2. 地震・津波については公的責任で緊急対策をとること。

（回答）

○ 地震・津波等の災害により、被害を受けた公立小・中学校及び幼稚園の施設に対する復旧については、国の「公立学校施設災害復旧費国庫負担制度」の対象となっております。

○ また、令和7年4月1日現在、府内小・中学校の耐震化率は100%となっております。府教育庁といたしましては、国の「学校施設環境改善交付金」制度を有効に活用し、耐震補強を含む公立学校の施設整備を効果的かつ円滑に進めるよう、今後も市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課